

佐賀藩における特別会計

伊藤 昭 弘

はじめに

本稿は佐賀藩における特別会計について、一般会計（年貢などの本来的な収入と藩政にかかる支出、各藩の財政担当部局が管理）に相当する収支の詳細を記した「大目安」^①を用いて分析する。近世の「藩」における特別会計とは、一般会計とは別に藩政諸部局や藩主家が独自に保有・管理した資産であり、その検討は史料的な限界もあり容易ではない。しかし筆者はこれまで、萩藩・松代藩における特別会計を検討したほか、佐賀藩についても「引分方」という特別会計の存在を明らかにした。^{②③}本稿でも触れるが、「大目安」に拠る限り、引分方には莫大な資産が蓄積されていたと評価可能であり、その存在に注目した点において、佐賀藩財政研究に一石を投じた^④と自負している。

しかし前稿は、「大目安」に計上された収支項目を債務の借入・返済の収支（前稿では「借入収支」とした）、引分方との資金の出入りの収支（同「特収支」）、その他の収支（同「経常収支」）、の三つに分けて検討したのみであった。そもそも前稿の最大の目的は、「大目安」に毎年計上されていた莫大な収支残高（翌年に繰り越される）の評価を変えること、すなわち従来はイコール債務として理解され、その増加は財政悪化の指標であるかの

ように解釈されていた収支残高について、前稿では会計における「行為の二面性」^⑤の観点から、残高と資産と位置づけ直すことであり、引分方はその過程で発見した。そのため「大目安」の収支動向や、引分方以外の特別会計については、ほとんど論じていなかった。

そこで本稿では、引分方以外の特別会計についても推移を詳細に分析し、佐賀藩財政において、特別会計が如何なる役割を果たしたのか、検討したい。

一、「大目安」の経常収支と特別会計

(一)「大目安」の構造——特別会計分析の前提——

前稿で詳しく検討したが、「大目安」の収入は「年貢などの収入＋特別会計からの収入＋前年度繰越＋借入」、支出は「行政関係支出＋特別会計への支出＋返済」という構造であった。そのため前稿では、毎年の収支（収入は前年度繰越を除く）を「経常収支」「借入収支」「特収支」に分けて分析した。本稿では、繰越と借入・返済を除いた、前稿の「経常収支」「特収支」にあたる部分を改めて「経常収支」（以下、単に「収入」「支出」とした場合は「経常収入」「経常支出」を指す）と定義し、借入／返済を除いた収入／支出のうち、特別会計にかかるものはどれくらいあったのか、を

表1 「大目安」における借入／返済と経常収支

| 期 | 年 | 収入計 (繰越除く) | 借入 | 経常収入 | | | | 特会 | 比 (%) | 支出計 | 返済 | 経常支出 | | | | 比 (%) | 経常収支 | 米価 |
|------|----------|---------------|--------|--------|--------|-------|--------|-----|----------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|----------|--------|----|
| | | | | 合計 | 売米代 | 米収入 | その他 | | | | | 合計 | 米支出 | その他 | 特会 | | | |
| I | 明和元～8 | 36,504 | 26,006 | 10,498 | 6,799 | 3,049 | 512 | 138 | 1 | 37,059 | 25,123 | 11,937 | 3,390 | 8,527 | 20 | 0 | -1,439 | 60 |
| II | 安永元～8 | 24,415 | 14,205 | 10,210 | 6,332 | 2,903 | 799 | 176 | 2 | 25,847 | 14,077 | 11,770 | 2,742 | 8,995 | 33 | 0 | -1,561 | 49 |
| III | 安永9～天明7 | 20,800 | 5,060 | 15,740 | 9,241 | 3,539 | 702 | 258 | 14 | 22,926 | 8,237 | 14,689 | 3,867 | 8,612 | 210 | 15 | 1,050 | 68 |
| IV | 天明8～寛政7 | 13,715 | 2,253 | 11,462 | 5,883 | 3,241 | 266 | 272 | 18 | 13,376 | 2,299 | 11,087 | 3,597 | 6,714 | 776 | 7 | 375 | 64 |
| V | 寛政8～享和3 | 18,302 | 5,045 | 13,257 | 7,587 | 2,897 | 310 | 264 | 19 | 19,167 | 5,613 | 13,554 | 3,724 | 8,452 | 1,378 | 10 | -297 | 65 |
| VI | 文化元～8 | 32,700 | 16,400 | 16,300 | 7,857 | 2,627 | 1,070 | 476 | 29 | 31,350 | 15,914 | 15,437 | 3,363 | 10,053 | 2,021 | 13 | 864 | 57 |
| VII | 文化9～文政2 | 50,127 | 27,529 | 22,598 | 8,888 | 2,480 | 2,610 | 619 | 38 | 47,732 | 28,118 | 19,615 | 3,247 | 13,848 | 2,520 | 13 | 2,983 | 53 |
| VIII | 文政3～10 | 41,571 | 18,671 | 22,900 | 8,780 | 2,950 | 1,902 | 268 | 40 | 42,295 | 19,327 | 22,967 | 3,461 | 13,956 | 5,550 | 24 | -67 | 56 |
| IX | 文政11～天保6 | 28,693 | 12,002 | 16,692 | 8,425 | 4,393 | 128 | 745 | 22 | 32,315 | 13,362 | 18,953 | 5,357 | 7,708 | 5,888 | 31 | -2,261 | 81 |
| X | 天保7～14 | 27,254 | 8,849 | 18,405 | 10,061 | 5,233 | -1,032 | 413 | 23 | 28,507 | 10,996 | 17,511 | 6,390 | 8,515 | 2,606 | 15 | 894 | 92 |
| XI | 弘化元～嘉永4 | 22,173 | 4,889 | 17,284 | 9,410 | 5,985 | -1,179 | 368 | 18 | 22,884 | 5,556 | 17,328 | 6,937 | 8,088 | 2,303 | 13 | -44 | 97 |
| XII | 嘉永5～安政4 | 19,189 | 720 | 18,470 | 9,294 | 4,922 | -45 | 299 | 23 | 20,679 | 674 | 20,005 | 6,523 | 10,231 | 3,251 | 16 | -1,536 | 90 |

注：単位は銀貫。米価のみ銀匁。「比」は経常収入・支出に特会が占める比率。I貫未満（米価はI匁未満、比は1%未満）非表示。

検討する。

表1は、経常収支の構造について、「大目安」が連続して残る明和元年から安政四年までの九四ヶ年を、八ヶ年ごとに二期（最終期は六ヶ年）に分け、各項目一ヶ年あたり平均値を算出したものである。以下、本稿ではこの時期区分を用いる。収入・支出とも、特別会計にかかる項目の集計値を〈特会〉とし、それ以外の経常収支を〈一般〉とした。また〈一般〉は、収入では大坂廻米などの販売代銀を〈売米代〉、米収入（年貢などの収入＋売米＋買米）をその時々々の米価で銀換算したものを〈米収入〉、〈売米代〉以外に銀・定銀で計上された収入を〈銀収入〉とした。支出では、収入同様に米支出を銀換算したものを〈米支出〉、銀・定銀で計上された支出を〈銀支出〉とした。なお、これ以降「Ⅰ期はⅡ期はⅢ期」と記した場合は、すべてその期の一ヶ年平均値である。

まずは藩債の借入／返済についてみておきたい。Ⅲ期以外、借入／返済額はほぼ均衡しているほか、二期のうち八期で返済額の方が多い。前稿でも検討したように、佐賀藩藩債は借入↓返済↓借入…というサイクルが確立しており、過剰に借入に頼った年はみられず、逆にⅢ期のように、返済が大きく上回る場合もあった。すなわち「大目安」会計において、経常支出に充てるための可処分所得を増やすには、経常収入の増加が必要だったことがわかる。

(二) 経常収支と特別会計

続いて経常収支と〈特会〉の動向について、各期ごとにみていきたい。

○Ⅰ期・Ⅱ期

収入は、両期ともに〈一般〉の〈売米代〉〈米収入〉がほとんどを占めて

いる。ただ売米量はⅡ期の方が多く、米価の差によってほぼ同水準となった。米価下落による収入源を、売米量の増加で補ったのだろう。一方〈銀収入〉は全体の五〇八%、〈特会〉は一〇二%に過ぎない。小物成収入が小物成方―懸視方に別会計とされている以上、極めて本来的な藩収入の姿といえる。支出についても〈特会〉は僅かであり、〈一般〉が大半である。

○Ⅲ期

収入は、まず〈売米代〉が前期の一・五倍ほどに増加している。売米量は前期とほぼ同じで、米価の上昇が要因である。また〈特会〉の増加が著しく、前期比十倍以上、収入の一四%を占めるまでに至っている。〈売米代〉〈特会〉の増加により、収入総額は前期比一・五倍となっている。支出で、やはり〈特会〉が二千二百貫（支出の一三%）に達しており、収入・支出とも、〈特会〉が一定の存在を示すようになった。

○Ⅳ・Ⅴ期

Ⅳ期は、収入・支出とも一転してⅡ期の水準に近いところまで減少している。収入は〈売米代〉の減少が著しいが、米価もやや下がっているものの、四万石以上にのぼる売米量の減少が主な要因である。一方〈特会〉はほぼ前期並みで、比率は一八%に上昇している。支出では、〈特会〉〈一般〉とも千五百貫ほど減少しており、収入減に対応したとみられる。Ⅴ期は、収入・支出とも二千貫ほど増加している。〈特会〉の比率はⅣ期とほぼ同じで、構造に大きな変化はみられない。

○Ⅵ期

〈特会〉の前期比二倍近い増加、および家臣・領民を対象とした献金米強制的開始（文化三年）により〈その他〉が増加したため、収入が三千貫ほど増えている。そのなかで、〈特会〉の比率は二八%となっている。支出も

全般的に増加しているが、構造面での変化はみられない。

○Ⅶ・Ⅷ期

両期とも収支が膨張し、収入は二万二千貫余、支出も二万貫前後と、Ⅰ期と比較して二倍以上に達している。収入では、売米量の増加により〈売米代〉もやや増加しているが、最大の要因は〈特会〉の急増で、Ⅷ期では九千五百貫余、比率も三六%まで達している。〈その他〉の増加は、富くじ（勸化講、文化十年開始）の収益や人別銀の徴収（文化一四〇文政七年）による。

支出では、やはり〈特会〉がⅥ期比で二倍以上に増加している。〈一般〉の増加は、当該期の藩主斉直の奢侈や、文化八年のフェートン号事件、文化一一年の空米切手事件といった緊急支出を要する案件があったこと、さらにⅧ期では、藩札（米管）回収費用（米管御改法二付御遣出米管引替用渡方前）として一万九八四三貫余が計上されたこと（後述）が要因である。

○Ⅸ〃Ⅻ期

当該期の収入では、〈特会〉がⅧ期に比べてほぼ半減の三〇四千貫で推移した。また米価変動により〈売米代〉が増減し、その結果収入総額が変動している。さらに〈その他〉がⅨ期まで漸減し、Ⅻ期に急増している。これは富くじ発行を徐々に縮小・停止した一方で、Ⅻ期は安政三、四年に藩札発行益（「御造立銀札納」）が四七六七貫余、三八五八貫余と計上されたためである。

支出でも、〈特会〉がⅧ期に比べほぼ半減している。支出はⅨ期に藩主直正の緊縮政策により激減したが、その後は軍事関係支出の増加など、直正の藩政方針に沿った支出増がみられる。

表2 特別会計内訳

| 期 | 繰 入 | | | | | | | 繰 出 | | | | | | | 収 支 |
|------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-----|-------|--------|
| | 銀蔵 | 懸視方 | 抱夫方 | 引分方 | 乞管納 | その他 | 特会 | 銀蔵 | 懸視方 | 抱夫方 | 引分方 | 乞管渡 | その他 | 特会計 | |
| I | 1 | 137 | — | — | — | — | 138 | 8 | 12 | — | — | — | — | 20 | 118 |
| II | 29 | 147 | — | — | — | — | 176 | 33 | — | — | — | — | — | 33 | 143 |
| III | 849 | 356 | 201 | 348 | 4 | 499 | 2,258 | 278 | 2 | — | 1,797 | 133 | — | 2,210 | 47 |
| IV | 725 | 329 | 317 | 352 | 95 | 254 | 2,072 | 357 | — | 10 | 120 | 289 | — | 776 | 1,296 |
| V | 808 | 384 | 576 | 381 | 199 | 117 | 2,464 | 504 | — | 72 | 687 | 115 | — | 1,378 | 1,086 |
| VI | 783 | 321 | 530 | 1,829 | 1,175 | 110 | 4,746 | 499 | — | 87 | 262 | 1,174 | — | 2,021 | 2,725 |
| VII | 1,165 | 367 | 446 | 4,662 | 1,900 | 79 | 8,619 | 465 | — | 99 | 143 | 1,813 | — | 2,520 | 6,099 |
| VIII | 2,028 | 379 | 447 | 2,908 | 3,421 | 86 | 9,268 | 1,632 | — | 359 | 350 | 3,209 | — | 5,550 | 3,719 |
| IX | 1,485 | 485 | 620 | 217 | 917 | 22 | 3,745 | 711 | — | 340 | 3,561 | 1,276 | — | 5,888 | -2,143 |
| X | 1,779 | 792 | 716 | 329 | 497 | 29 | 4,143 | 831 | 14 | 348 | 826 | 575 | 13 | 2,606 | 1,537 |
| XI | 1,609 | 371 | 750 | 232 | 71 | 35 | 3,068 | 1,126 | 356 | 314 | 366 | 57 | 84 | 2,303 | 766 |
| XII | 1,768 | 1,003 | 770 | 267 | 294 | 197 | 4,299 | 1,185 | 319 | 340 | 1,099 | 309 | — | 3,251 | 1,048 |

註：単位は銀貫。I貫未満は非表示。

以上収支の動向を期別にみたが、特別会計の推移に注目すると、
 ○I・II期：ほとんど収支に影響していない時期。
 ○III～V期：収支とも一定の存在を示すようになった時期。
 ○VI～VIII期：増加傾向にあり、収支の動向に大きく影響した時期。
 ○IX～XII期：前の時期に比べ減少するも、やはり一定の存在を示した時期。
 と区分できようか。こうした推移の理由はどこにあるのか、特別会計の詳細を検討することで手かりを得たい。

表3 〈銀蔵〉内訳

| 期 | 替米代 | 銀蔵米蔵納 | 銀蔵米蔵役内諸渡米納 | 銀蔵米蔵外江諸方納 | 銀蔵米蔵波并舞管引付納 | 銀蔵役内其外兩替間銀納 | その他 | 繰入計 | 米蔵役内替米代渡 | 兩替代渡 | 銀蔵米蔵役内諸渡米蔵別仕之内蔵 | 銀蔵役内其外濱間銀 | その他 | 繰出計 |
|------|-----|-------|------------|-----------|-------------|-------------|-----|-------|----------|------|-----------------|-----------|-----|-------|
| I | — | — | — | — | — | — | 1 | 1 | — | — | — | 8 | — | 8 |
| II | — | — | — | — | — | — | 29 | 29 | — | — | — | 33 | 0 | 33 |
| III | 220 | 136 | 178 | — | — | 223 | 73 | 831 | 193 | — | — | 78 | — | 271 |
| IV | 350 | — | — | — | — | 361 | — | 711 | 269 | — | — | 62 | — | 331 |
| V | 245 | — | — | — | — | 564 | — | 809 | 245 | — | — | 259 | — | 505 |
| VI | 260 | — | — | — | — | 509 | — | 785 | 270 | — | — | 232 | — | 501 |
| VII | 185 | — | — | — | — | 974 | — | 1,159 | 197 | — | — | 267 | — | 465 |
| VIII | 233 | — | — | — | — | 1,792 | — | 2,025 | 235 | — | — | 1,394 | — | 1,629 |
| IX | 83 | — | — | 158 | 608 | 639 | 1 | 1,489 | 82 | 447 | 188 | — | 0 | 717 |
| X | — | — | — | 277 | 656 | 860 | 0 | 1,794 | — | 701 | 131 | — | 1 | 833 |
| XI | — | — | — | 404 | 242 | 953 | 1 | 1,601 | — | 736 | 108 | — | 284 | 1,128 |
| XII | — | — | — | 346 | 166 | 1,257 | 1 | 1,770 | — | 979 | 47 | — | 160 | 1,185 |

註：単位は銀貫。I貫未満は非表示。

(一) 銀蔵・懸視方について—I、II期—

二、「大目安」特別会計の詳細

本章では前章最後に示した時期区分を用いて、特別会計の詳細を検討したい(表2)。まずI、II期は、両期とも(銀蔵)(表3)・(懸視方)(表4)が若干みられるのみである。銀蔵は、米蔵とともに藩の米銀資産などを管理する部局で、(銀蔵)の繰入(特会から「大目安」会計へ)では「跡銀蔵役内出目間銀納」が明和元年のみ(八貫余)、「銀蔵別段銀請払帳内目安向余銀二相成候二付納」が安永元～五年にみられる。後者は安永三年に一二貫余、同五年に四八貫余が計上されているが、他

表4 〈懸硯方〉内訳

| 期 | 米収入 繰入 | 増俵銭銀御掛硯 方々被差出候 | その他 繰入 | 繰入計 | 繰出計 |
|------|-----------|-------------------|-----------|-------|-----|
| I | 138 | — | — | 138 | 12 |
| II | 54 | 76 | 17 | 147 | — |
| III | 145 | 151 | 55 | 352 | 1 |
| IV | 177 | 145 | 9 | 331 | — |
| V | 183 | 163 | 37 | 384 | — |
| VI | 131 | 166 | 43 | 336 | — |
| VII | 123 | 190 | 52 | 365 | — |
| VIII | 167 | 192 | 21 | 380 | — |
| IX | 266 | 184 | 35 | 486 | — |
| X | 403 | 278 | 124 | 806 | 14 |
| XI | 174 | 200 | 12 | 385 | 356 |
| XII | 759 | 194 | 59 | 1,012 | 319 |

註：単位は銀貫。1貫未満は非表示。

の年は数貫程度である。繰出〔大目安〕会計から特会へ〕では、「銀蔵役内其外潰間銀」が明和六年からほぼ毎年数〇数十貫ほど計上された。

「間銀」について、長野暹氏は金銀などの正貨や藩札の両替損益とされている。

実際に、前述の明和元年のように「目出」という文言がある場合や、天明元年以降は「両替間銀」と表現されており、基本的に異論はない。ただ、文政四年には一万三千貫以上の「間銀」が計上されており、長野氏はこの年に整理再発行された米管との関連を指摘されているが、それでもこの額は余りにも大きい。「間銀」について、次の史料をみてみたい。

爰元御遣料去ル丑年御側御引請ニ相成、其砌者米価も致下落、御備茂無之、場所柄之儀候得者、責而金間銀ニ而も相備居候半而不相叶候付、勘定所江も右之趣相達置候、其後米直段も高価ニ相成、御備銀も相備、金間銀も段々相増候ニ付（後略）

天明元年、江戸費用（「江戸御遣料」）が「御側引請」とされた。具体的には、御側御米方が管理する「側」の米収入を江戸費用に充てたようである。佐賀藩では職制や会計など「側」（藩王家）と「外向」（藩政）に分離しており、右の史料は天明八年に年寄役（側運営の中心）から「江戸地方」

（江戸藩邸運営のことか）へ出された書付である。「爰元」は江戸を意味し、その費用が側引請になって以降、「金間銀」を何とか増やすように努め、近年の米価上昇によって備蓄もでき、「金間銀」も増した、とある。すなわち「金間銀」は、江戸藩邸における備蓄銀の財源のひとつと理解できる。文政四年のように、多額の「間銀」が計上されている場合には、その年の両替益だけでなく、年々蓄積されていた分も含むのではないだろうか。本稿では、「金」間銀を当該部局の備蓄銀のひとつと、「潰間銀」は両替損のほか、運用失敗などに生じた備蓄銀の損失と、より広く定義したい。

I、II期の検討に戻ると、「間銀」の損益を含む（銀蔵）繰出入はさほど大きくなく、当該期は（懸硯方）からの繰入が多い。（懸硯方）は、I期は「御新地方并丑年以来上り地有米諸渡方相成候残、御懸硯方々被差出候」と、「御新地」（新開地）などからの懸硯方米収入の一部を「大目安」会計に繰り入れたもので、銀での繰入はない。II期は「御新地」が半分以上減った一方で、「増俵銭銀御掛硯方々被差出候」と、領内港湾における諸税収入で、懸硯方が管轄した「増俵銭」の繰入（全額か、一部か不明）が安永四年以降計上され、米収入繰入の減少分をほぼカバーしている。懸硯方への繰出は、明和三〇五年に「御初穂金」が三二貫前後ずつ計上されたものの、臨時的なものである。両期とも繰入が多いが、「大目安」会計全体に影響するほどの規模ではない。

（二）特別会計の質的拡大—Ⅲ〜Ⅴ期—

○銀蔵

前述の通り、III期以降特会のあり方が大きく変わる。まず（銀蔵）は、繰入では天明元年より「替米代」が毎年計上される。米で計上され、各期

表5 〈抱夫方〉内訳

| 期 | 抱夫方御遺料 残納 | 抱夫方御遺料 残納 | その他 | 繰入計 | 高木郡抱夫方相掛候 筆紙墨料、借又諸通 人馬賃銭其外渡 | 抱夫方御遺料 | 高木郡抱夫方相掛 候諸通人馬賃銀其 外郡方請負米渡 | 高木郡抱夫方御遺料 | 繰出計 |
|------|--------------|--------------|-----|-----|-----------------------------------|--------|---------------------------------|-----------|-----|
| I | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| II | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| III | — | 181 | 20 | 201 | — | — | — | — | — |
| IV | 77 | 125 | 116 | 317 | 10 | — | — | — | 10 |
| V | 574 | — | 2 | 576 | 72 | — | — | — | 72 |
| VI | 529 | — | 1 | 530 | 87 | — | — | — | 87 |
| VII | 446 | — | — | 446 | 99 | — | — | — | 99 |
| VIII | 447 | — | — | 447 | 51 | 290 | 17 | — | 359 |
| IX | 620 | — | — | 620 | — | 308 | 32 | — | 340 |
| X | 716 | — | — | 716 | — | 310 | 39 | — | 348 |
| XI | 750 | — | — | 750 | — | 260 | 41 | 13 | 314 |
| XII | 770 | — | — | 770 | — | 243 | — | 97 | 340 |

註：単位は銀貫。1貫未満非表示。

とも銀換算で二〜三百貫ほどである。「替米代」は囲米など備蓄米を「大目安」会計に繰り入れたもので、支出でも「替米代渡」が計上されている。「間銀」も、同じく天明元年よりほぼ毎年計上され、当該期ではⅢ期の二二三貫余からⅤ期の五六四貫余へと徐々に増加している。またⅢ期の天明三、四年のみ「出目銀」なる項目が現れ、二六五貫余、三一四貫余が計上されている。「出目間銀」「両替間銀」との差違は不明だが、「両替間銀」とは別項目としてあがっている以上、両替益とは別の意味があるのかもしれない。

そのほかⅢ期において、「銀蔵米蔵役内諸渡滞銀米納」（天明元、三、四年）、「銀蔵米蔵納」（天明二〜四年）という項目が計上されている。前者は、「銀米蔵が本来余所へ支払うべき銀米を、「大目安」会計に繰り入れた」という意味とみられる。銀蔵からすると「滞」という負債を抱えることになるが、「大目安」会計にはプラスとなる。後者はそのまま、「銀蔵」からの繰入である。Ⅲ期は、このような〈銀蔵〉から「大目安」会計への繰入の存在が特徴だが、Ⅳ期以降はみられなくなる。〈銀蔵〉への繰出は、「替米代渡」と「潰間銀」のみである。「替米代渡」は、繰入の「替米代」と比べて少ない年が多い。「潰間銀」も「間銀」より少ない。

○懸硯方

〈懸硯方〉は、繰入では米収入がⅠ期並みに戻ったほか、増俵銭銀が倍増している。また米収入は、天明元年以降「御鷹方・御狩方御遺料」など支出内容を特定しての繰入となっており、懸硯方がより「大目安」会計に取り込まれ、量・質ともに両者の関係が緊密になった。その他Ⅲ期の安永九年に「江戸元メ方御遺料銀之内御懸硯方被差出候」として三五六貫余、Ⅴ期の享和三年に「御書院御建方入具銀御掛硯方被差出候」として二九二貫余と多額の繰入がみられるが、いずれも臨時的なもので、懸硯方と「大目安」会計の関係に大きな影響はない。繰出はほぼ皆無である。

○抱夫方

Ⅲ期より、〈抱夫方〉（表5）、〈引分方〉、〈乞筈〉、〈その他〉にかかる計上項目がみられるようになる。抱夫方は、その名称から普請や交通にかかると人夫雇用などを担う部局とみられる。天明元年より、「御牧方借又手男方御遺料之内へ抱夫方納」と、特定部局の支出に対する抱夫方からの繰入が現れる（表5では「その他」として一括）。支出対象部局は御石火矢

方・修理方・御牧方・山取方・巡見方・手男方など多岐にわたるが、ほとんどは毎年一〜二貫程度の少額か、高額な場合も巡見方が天明八年のみ百七貫計上されるなど、一〜四ヶ年程度計上される程度である。例外は山取方で、天明五年から寛政六年まで毎年計上され、額も十〜百五十貫と、年によつては大きかった。

そのほか「抱夫方御遺料残納」(繰入)が天明五年〜寛政四、六年に計上され、Ⅲ期では抱夫方の大半を、Ⅳ期では約四割を占めたが、寛政七年以降はみられなくなる。代わつて「抱夫料米儲又高来郡抱夫方御遺料之内、大配分割合前并人馬賃銀炬薪代其外渡」なる項目がみられるようになり(同項目は、寛政五年にも計上)、寛政七年には六一四貫余が計上された。この項目は、「抱夫料米儲又高来郡抱夫方御遺料」すなわち抱夫方支出に充てるために^⑮「大配分」(大身家臣)から徴収したり、「人馬賃銀」などと領民から徴収する銀米、すなわちそれまでの抱夫方の独自収入を指すと筆者は理解している。寛政六年までは「御遺料残」すなわち抱夫方会計の収支残が「大目安」会計に繰り入れられたが、同七年以降は抱夫方会計収入のほとんど、もしくは全てが対象とされるようになった。

そのため寛政六年までは全く計上されていなかった抱夫方支出が、同七年以降「大目安」に現れた。抱夫方会計はがんらい独立採算制を採り、剰余銀米が様々な名目で「大目安」に繰り入れられたが、寛政七年以降は抱夫会計全体が「大目安」会計に取り込まれた。これにより「大目安」への繰入がⅤ期には大きく増加した一方、計上されるようになった支出は七二貫程度であり、結果五〇三貫余もの剰余銀が「大目安」会計に残された。

○引分方

引分方については前稿で検討し、佐賀藩の債権を管理しつつ、「大目安」

表6 (引分方)内訳

| 期 | 諸役滞引分方引付其外納 | 銀米儲借又引分方其外納 | 引分方納 | 繰入計 | 諸役滞銀米引分方引付之内渡方前 | 引分方引付之内出切渡 | その他 | 繰出計 |
|------|-------------|-------------|------|-------|-----------------|------------|-------|-------|
| I | — | — | — | — | — | — | — | — |
| II | — | — | — | — | — | — | — | — |
| III | 348 | — | — | 348 | 675 | — | 1,122 | 1,797 |
| IV | 60 | 292 | — | 352 | 120 | — | — | 120 |
| V | — | 381 | — | 381 | 687 | — | — | 687 |
| VI | — | 1,829 | — | 1,829 | 262 | — | — | 262 |
| VII | — | 4,662 | — | 4,662 | 143 | — | — | 143 |
| VIII | — | 2,908 | — | 2,908 | 350 | — | — | 350 |
| IX | — | 189 | 28 | 217 | 83 | 3,477 | — | 3,561 |
| X | — | — | 329 | 329 | — | 826 | — | 826 |
| XI | — | — | 232 | 232 | — | 366 | — | 366 |
| XII | — | — | 267 | 267 | — | 1,099 | — | 1,099 |

註：単位は銀貫。1貫未満非表示。

から移転された莫大な米銀を保有し、逆に「大目安」へ米銀を移す場合もあったことを明らかにした。この前稿における結論は、本稿でも継承している。

「大目安」における引分方にかかる項目は(表6)、抱夫方同様天明元年に「諸役滞銀米引分方引付之内渡方前」(繰出)二四三貫余が計上されたのが初めてである。翌年からは繰入にも「諸役滞引分方引付其外納」なる

項目が計上されるようになった。引分方は「大目安」会計から「諸役」へ渡すべき米銀を立て替える場合があり、繰入の場合には引分方による立て替え(「大目安」会計に対する貸付)、繰出の場合には「大目安」から引分方への返済となる。こうした「大目安」会計と引分方との貸借は天明元年以前にも存在し、同二年には寛延三年から明和九年までの立替分八九七七貫余が引分方へ支払われている(「その他」に分類)。すなわち天明元年以前の立替は「大目安」収支項目には反映されずに「大目安」の枠外で処理されていた。しかし天明元年以降は「諸役…」という項目により、「大目

表7 〈乞筭〉内訳

| 期 | 江戸元メ方其外役内御遣料不足相立候二付時江乞筭前納 | その他 | 繰入計 | 江戸元メ方其外役内御遣料不足相立候二付乞筭前渡 | 御印蔵別段銀御本丸御蔵納用乞筭前渡 | その他 | 繰出計 |
|------|---------------------------|-----|-------|-------------------------|-------------------|-----|-------|
| I | — | — | — | — | — | — | — |
| II | — | — | — | — | — | — | — |
| III | 4 | — | 4 | — | 133 | 89 | 222 |
| IV | 81 | 14 | 95 | 55 | 234 | — | 289 |
| V | 166 | 33 | 199 | 115 | — | 0 | 115 |
| VI | 1,021 | 154 | 1,175 | 1,174 | — | — | 1,174 |
| VII | 1,781 | 120 | 1,900 | 1,555 | — | 259 | 1,813 |
| VIII | 3,421 | — | 3,421 | 3,209 | — | — | 3,209 |
| IX | 917 | — | 917 | 1,276 | — | — | 1,276 |
| X | 431 | 66 | 497 | 502 | — | 73 | 575 |
| XI | 69 | 2 | 71 | 55 | — | 2 | 57 |
| XII | 294 | — | 294 | 309 | — | — | 309 |

註：単位は銀貫。1貫未満非表示。

わるように計上されたことから（引分方）に分類した。入れ替わりの理由は不明だが、「諸渡滞」という文言が消えており、立替に限定せず引分方から米銀が繰り入れられるようになったとみられる。

当該期、（引分方）繰入は各期とも三百数十貫でほぼ一定しているが、繰出はⅢ期が一七九七貫余、Ⅳ期が一二〇貫余、Ⅴ期が六八七貫余と変動が激しい。ただしⅢ期は前述の寛延三々明和九年立替分の繰出があったほか、天明四年には「諸役：」が三二〇七貫余も計上されたため、Ⅴ期は寛政一〇年に「諸役：」四三九五貫余が計上されたため、それぞれの期間

「安」に反映されるようになった（引分方が立て替えた支出内容も「大目安」支出に含まれる）。

「諸渡滞引分方引付其外納」は寛政元年以降みられなくなり、代わって「銀米蔵儲又引分方其外納」が計上されるようになる（繰出の「諸役滞銀米：」はそのまま）。「銀米蔵」や「其外」といった文言があるため（引分方）に含めるのは適当ではないとも考えられるが、「諸渡：納」と入れ替

表8 文政元年「江戸元メ方其外役内御遣料不足相立候二付、向役江之乞筭前納」内訳

| 項 目 | 銀（貫） | 米（石） |
|---|-------|-------|
| 銀蔵 | 51 | |
| 江戸元メ方 | 749 | |
| 大坂上米方 | | 7,774 |
| 小計 | 801 | 7,774 |
| 丑ノ寅大納戸役内江已秋銀蔵出方前、但江府御懸硯方調達金元利已秋銀蔵書出前受込 | 304 | |
| 亥ノ子大納戸役内江入切引合詰酉秋銀蔵出方前 | 23 | |
| 観姫様御出府方御遣料入切前酉秋銀蔵乞筭を以受込前 | 204 | |
| 右同断江戸元メ方受込御同入方様御引越方御遣料并御持参金之由、御国許仕向方前、但此銀御国許者同年上銀仕向無之、惣而御引越方入切取結之儀酉戌銀蔵二而入切取結ニ相成居候二付而者、夫迄之内ニハ追々上銀仕送り手数相成居可申二付、夫迄を以向役之受込手数相整置 | 336 | |
| 小計 | 867 | |
| 合計 | 1,668 | 7,774 |

註：銀は1貫、米は1石未満非表示。

内、一定して高水準を保っていたわけではなかった。天明四、寛政一〇年の「諸役：」の増加理由は不明である。

○乞筭

佐賀藩では例えば米建てで発行された藩札を「米筭」と呼ぶなど、「筭」は札、手形、といった意味で使用される。「大目安」では、例えば収入項目として「江戸元メ方其外役内御遣料不足相立候二付跡役江乞筭前納」など「乞筭」という文言が含まれるものがあり、それをまとめて〈乞筭〉とした（表7）。

〈乞筭〉にかかる「大目安」計上項目のうち、文政元年の「江戸元メ方其外役内御遣料不足相立候二付、向役江之乞筭前納」（繰入）に關してのみ、その内訳が記されていた（表8）。まず銀蔵・江戸元メ方・大坂上米方の部局名のみを記した米銀高が記され、いったん集計されている。こ

こまでは、江戸元メ方関係費のうち「大目安」会計から支出すべき分について「不足」が生じたため、銀蔵ほかから立替払いを行い、立替額を

「乞筭」にて「大目安」へ申告した、ということだろう。江戸元メ方・大坂上米方の額が大きいことも、こうした見方を裏付ける（江戸での支出に對応しやすい）。続いて「丑の寅」以降の項目が、「其外」に該当すると考えられる。各項目とも解釈が難しいが、大納戸や観姫（斉直妹）にかかる費用を銀蔵が立て替えたと理解したい。また、項目名には不足が生じた部局名が記されており、実際に立て替えた部局を指している訳ではない。

以上の通り、「乞筭」について本稿では、銀蔵など諸部局が「大目安」会計に代わり立て替えた分を申告する、手形のような機能を果たしていたと考える。前述の「乞筭前納」の場合には、「乞筭」発行部局から「大目安」会計への米銀繰入である。逆に「大目安」支出項目には「乞筭前渡」と計上され、「乞筭」発行部局への繰出となる。¹⁾

〈乞筭〉は、繰入・繰出ともⅢ期から現れる。ただ当該期では、繰入では「江戸元メ方其外役内御遺料不足相立候二付跡役江乞筭前納」が天明七年、寛政五〜八年に、繰出では「諸役所負銀其外跡方銀蔵役内江向送二相成候処、依御仕組跡銀蔵之乞筭前渡」が天明二年、「御印藏別段銀御本丸御藏納用乞筭前渡」が天明六〜八年、寛政二〜四年に計上され、それぞれ額は数十〜数百貫と大きい。長期間連続して計上されるような項目は無い。この時期は、まだ「乞筭」を媒介とした「大目安」会計と諸部局との米銀の出入りは定例化していなかった。しかし引分方などと同様にⅢ期から現れたことは、他の特会との関係も考えられる。

○その他

〈その他〉は、ここまでの特会に加えなかったものの総計である。各項目とも単年〜数年のみの計上か、長期間計上された項目もさほど額が大きくないため、単独の分類項目とはせずに一括した。これも、やはりⅢ期の天

明年年から現れる。Ⅲ期の繰入が四九九貫余と多いが、これは「大坂銀方役内跡役之引送前其外納」二八三九貫余、天明二〜四、六年「竹木買料余銀納」四三〜七五貫余、天明七年「御側御米方御武具方江戸元メ方其外跡年御遺料残銀米納」三八一貫余など、単年もしくは短期間ではあるが、一定額ある項目が計上されたためである。特に、ここまでの分析からも注目される天明元年に、多額の繰入がなされたことは注目される。項目の性質としては、「跡役之引送」「残銀米」といった文言から、諸部局における剰余米銀が「大目安」会計に繰り入れられたことがわかる。また天明五年から、「御武具方御遺料之内米筭方納」が文政四年まで（文化一一年除く）計上される。額は十〜二十貫程度だが、このように特定用途を指定して諸部局（米筭方以外には修理方・六府方など）の資金を「大目安」に繰り入れる方式は、前述の抱夫方でもみられた。ただ長期に続くのはこの「御武具方」のみである。「大目安」からの繰出は、当該期はみられない。

以上の通り、当該期は抱夫方などの特会との新たな関係が始まったほか、Ⅰ期よりみられた銀蔵・懸硯方も定例的かつ多額となった。その変化は、ほとんどの項目でⅢ期の天明元年を起点としており、同年についての評価は後述したい。

(三) 特別会計の量的拡大と安定化—Ⅵ〜Ⅻ期—

○Ⅵ〜Ⅷ期

・繰入

Ⅵ期の〈特会〉総額はⅤ期の二倍近くに達しているが、内訳をみると〈引分方〉と〈乞筭〉の増加によるものである。まず〈引分方〉は、「銀米蔵儲又引分方其外納」が文化三年に二千貫を超え、四・五年は千五百貫弱、六

年には七〇九九貫余に達したことが大きい。〈乞筭〉は「江戸元々方其外役内御遣料不足相立候ニ付跡役江乞筭前納」が増加しているが、正確には「江戸元々方大坂上米方其外役内御遣料不足相立候ニ付乞筭前納」と「大坂上米方」が明記されている（立替払いの性質自体に変わりないので、表7では「江戸元々方其外役内御遣料不足」と一括した¹⁸⁾。これはV期最終年の享和三年から現れて文化六年まで続き、享和三〇文化二年は千二百貫前後、文化三・四年はともに二二六七貫余、同五・六年は四百貫前後である。

V期は、〈銀蔵〉・〈引分方〉・〈乞筭〉が増加する。〈銀蔵〉は、「銀蔵役内其外両替間銀納」がVI期と比してほぼ倍増しており、文化九、一二〜一四、文政元年と一千貫を超えている。〈引分方〉は文化一二年に「銀米蔵偕又引分方其外納」が二万五七五九貫余と莫大な額が計上された。乞筭は「江戸元々方其外役内御遣料不足」が文化一二〜一四年に三千〜三千七百貫ほど計上されている。やはり前期同様〈引分方〉・〈乞筭〉の増加が大きく、特会全体額を大きく引き上げた。

V期は、〈銀蔵〉・〈乞筭〉が増加し、〈引分方〉は減少する。〈銀蔵〉は前期同様「銀蔵役内其外両替間銀納」が増加しているが、文政四年に一万三三四貫余が計上されたため、他の年は数十〜数百貫か、計上されていない年も三ヶ年あった。前述のように、文政四年は大規模な米筭整理が行われた年であり、長野氏の指摘の如くその過程で巨額の利益が生じたか、もしくは同年には米筭回収費用として一万九八四三貫余が「大目安」支出に計上されており、その財源として多額の資金が銀蔵から拠出されたとも考えられる。いずれにしろ、VII期の〈銀蔵〉増加は文政四年の突出が要因であり、期間を通じて高水準にあったわけではない。〈乞筭〉は、すべての年で一千貫以上で、文政四・八年には六千貫を超えていた。〈引分方〉

は、VII期の文化一二年のように突出した年が無い一方で、文政三〜五年は六千貫を超えている。ただ文政六年は一九八貫余と急減し、その後は千三百貫程度までしか増加していない。

・繰出

〈乞筭〉の増加が著しい。VI期の文化五年頃より〈乞筭〉繰入とほぼ同額が翌年の繰出に計上されるようになり、VII期にはそのパターンがほぼ確立する。すなわち銀蔵など諸部局による立替払いが「大目安」に申告されると、その翌年には直ちに同額が諸部局に返納されるシステムが成立したとみられる。そのため期別の〈乞筭〉繰出額は、繰入額とほぼ同額となっている。

〈銀蔵〉は、VII期に急増している。これは「銀蔵役内其外潰間銀」が文政三年に四九二三貫余、文政九年に六二一二貫余計上されたためである。両年とも、文政四・八年に実施された米筭整理との関連が想定されるが、詳細は不明である。

そのほか〈抱夫方〉が、VII期に増加している。文政五年までは「高来郡抱夫方相掛候駅々勤雑用御合力銀筆紙墨料、偕又諸通人馬賃銭其外渡」が毎年一〇〇貫前後計上されていたが、同六年以降は「抱夫方御遣料」として二〜五〇〇貫ほどに増加した。当該期に抱夫方関係支出が増加する要因は見あたらず、「大目安」計上項目の文言から判断すると、文政五年までは抱夫支出の一部（項目名に記載されている部分）を「大目安」から支出していたが、同六年以降は全てを「大目安」から支出するようになったと考えられる。

以上がVI〜VII期における特別会計の詳細である。全体で見ると当該期は各期とも数千貫繰入の方が多く、経常支出が増加したため、その対応策と

して諸部局特別会計と「大目安」会計の密着化が図られたのだろう。特に「引分方」と「乞筈」が大半を占めており、「大目安」会計は両者に依存していたことがわかる。

○Ⅸ～Ⅻ期

・繰入

Ⅸ期に入ると繰入額は激減するが、特に「引分方」と「乞筈」の減少が著しい。「引分方」は、「諸渡滞…」が文政一・一二年に五九一貫余、九二一貫余が計上されて以降みられなくなり、同五年から「引分方納」が現れるが、額は百貫強とさほど多くなかった。「乞筈」も、文政一・一二年は千七百貫前後とⅧ期中の年度と比しても遜色ない額だが、やはり天保元年以降は途切れはしないものの数百貫程度に減少する。天保元年は斉直に代わって直正が藩主の座に就いた年であり、その影響が考えられる。

「銀蔵」は、様相がそれまでと大きく変化した。「両替間銀」は引き続き計上され、Ⅷ期と比べれば減少したが、六三九貫余が繰り入れられた。しかし天保元年以降、備蓄米に関わる「替米代」が消えたほか、「銀米蔵其外江諸方納」「銀米蔵渡滞并舞筈引付納」が計上されるようになった。前者の「諸方」の詳細は不明だが、諸部局の残余米銀や銀蔵の独自収入分が銀蔵を経由して「大目安」会計に繰り入れられたものと考えられる。後者の「舞筈」は「乞筈」と同義だと考えられ、「大目安」会計から銀蔵へ払うべき米銀のうち未納分を「舞筈」で申告し（未納分は、銀蔵が立替払い）、「大目安」上は銀蔵からの負債としかたを採っている、と本稿では定義したい。両方とも毎年数百貫規模で計上され、「銀蔵」繰入のなかで一定の役割を果たしている。そのほか「抱方方」の増加は、米価の上昇により米による計上分の銀換算額が増えたためである。

その後のⅩ～Ⅻ期では、「懸硯方」がⅫ期に増加している（Ⅹ期の増加は米価の上昇が要因）。これは嘉永六～安政二年に「御借銀地御物成御取納前御懸硯方被差出候」、安政三・四年に「新組足輕御切米俵又御小物成出筋役料飯米其外渡方用御掛硯方被差出候」との名目で毎年およそ米九千石余が計上されたため、「大目安」会計と懸硯方のさらなる密着化、「側」と「外向」が一体となって藩政改革が推進されたことを示している。¹⁹⁾

・繰出

Ⅸ期に至り、「銀蔵」・「乞筈」が大きく減少した一方、「引分方」が急増している。「銀蔵」は、繰入同様「替米代渡」が消えたため、「乞筈」は繰入の減少にあわせたものである。「引分方」は、やはり繰入同様「諸渡滞…」が文政一二年までしか計上されず、天保元年以降は「引分方引付之内出切渡」もしくは単に「引分方渡」として計上されるようになる（表では一括している）。そして天保五年に「引分方渡」二万六七六〇貫余が計上され、Ⅸ期の数字を大きく引き上げた要因となっており、その他の年は一三三四六貫余と、Ⅸ期平均額を大きく下回っていた。「引分方」はⅫ期も多いが、嘉永五年に五六一一貫余が計上されたため、その他の年はさほど多くない。

以上当該期は、特定項目が突出した場合があるものの基本的にはⅦ・Ⅷ期に比べ減少傾向にあり、特定の特別会計と「大目安」会計の関係が深まった様子は見受けられない。問題は、天保五年の莫大な引分方への繰出の評価である。前稿でも触れたように、天保五年度は佐賀城二ノ丸火災を機に、藩主直正主導の藩政改革が本格化したとされる時期である。改革に本腰を入れるにあたり、「大目安」会計から引分方に米銀を移動させ、懸硯方同様藩主の裁量により使える財源として活用したのではないかと、筆者

は考えている。すなわち佐賀藩天保改革は、それまでの藩政のなかで蓄積されていた莫大な富を活用して、国力の増強に努めた、と。未だ当該事例の詳細は不明なため、あくまで推測に過ぎないが、引分方をどう位置づけるかで、幕末佐賀藩の評価は大きく変わるだろう。

以上、「大目安」における特別会計項目の推移について、期別に検討した。その結果、天明元年以降特会項目が拡大し、そのもとで化政期に量的増加をみせ、天保期以降は縮小するものの、佐賀藩の財政運営において大きな役割を果たしたことが判明した。このように理解すると、やはり天明元年が最大の画期であったことが判明する。いったい天明元年とは、どのような年だったのだろうか。

三、〈財政〉政策の展開と特別会計

(一) 財政官僚機構の再編と特別会計

まずは次の史料を検討しよう。

御蔵方之儀、御相統方江被相附候半而は、郷内之支配扱又諸雑務之手当全行届不申、是迄は御取納方一通并会所役人柄等於御蔵方吟味相決、御相統方江も相達来候処、御相統方・御蔵方依事は其意味兩篇二有之、急二決着不仕処へ往變二隙取候内、手当後二も罷成候儀有之、別而繁雜二相見候、右之通二而は此節御仕与之御趣意行届不申、諸筋之憂二相成候条、弥御相統方江御蔵方相附候通無之而不相叶候(後略)²⁰⁾

これは天明元年六月に佐賀藩相統方が作成した、相統方・蔵方の統合案

である。相統方は安永六年に設置され、勝手方に代わり財政運営を行っていた²¹⁾。蔵方は、年貢など諸税の出納のほか、代官所を統括し民政を担っていた。この案は、郷方を相統方の附属とすることにより行政手続き・コストの削減を図っていると筆者は理解している。この案は認められ、九月二〇日には「御蔵方之儀御相統方江被相付候」と正式に公布され、蔵方役人は御相統方へ出勤するよう命じられた²²⁾。

蔵方については、明和九年九月の「蔵入方付而之書付」²³⁾において「相統方之儀、古格之通於蔵方可相整候」とされていた。部局としての相統方はまだ設置されていないので、この場合は「財政に関する業務」というくらの意味であろう。当時存在した勝手方や、その後の相統方との関係は不明だが、「蔵入方付而之書付」の内容をみると、前述の通り財政に関する事務的業務や民政を担うものの、いわゆる「財政政策」の立案といった政治的な権限は有していなかったとみられる。

また佐賀藩には勘定所という部局も存在したが、その職務規程に「月々現銀米請払之目安、役々々蔵方へ差出候様、右十二ヶ月相揃候上、勘定所へ毎年十月中相納候様申付候事」とあり、諸部局における月々の「目安」(この場合は出納実績と理解)を蔵方がまず集約し、勘定所へ提出することになっていた。また職務規程には、毎年の財政収支のおよその目安となる「十二ヶ月大割目録」について、毎年十月前に(一〇月)翌年九月が会計年度)「我等」(請役所(藩政を統括) 当役をはじめとする家老クラスと考えられる)で最終決定し、請役所・勘定所・蔵方へ通知されることになっており、財政運営にはこの三部局が深く関わっていたとみられる。その他の規定と合わせてみると、実際の米銀出納は蔵方が担い、蔵方から提出された実績を勘定所がチェックして「大目安」など会計帳簿を作成、請役所(の

勝手方／相続方)が勘定所から上がってきた数字をもとに財政政策立案という役割分担だったと考えられる。そのうえで天明元年の統合は、財政運営を担当した相続方に、財政の事務的業務および民政を一括して担わせるため、と理解したい。

この統合による狙いは、まずは前述の通り手続き／コストの削減、といった点があるだろう。財政支出の削減を図る当該期の政策傾向にも合致する。統合案には、その他に狙いがあるような記述はないが、ここでは特別会計と「大目安」との関係という点に、次のように関連づけたい。

天明元年九月一七日に出された諸役人リストをみると、蔵方は印蔵・船方・津方・郷方・抱夫方・郷普請方・修理方・御馳走米方・差分地方・引分方・祠堂銀方・諸整方・検者方・米会所・米管方と、実に多くの部局を管轄下に置いていた。抱夫方・引分方は前述の通り「大目安」において一定の存在感を示していた特別会計を抱えていたし、その他にも、修理方・米管方・御印蔵から臨時的に「大目安」会計へ米銀の繰入が行われていた。また銀蔵も、もともと蔵方管下である。このように、前章までの分析で天明元年から(もしくは以降)「大目安」会計との米銀繰入／出が確認できた部局の多くが、蔵方管轄下にあった。天明元年の統合が、ここまで意図していたことを示す史料は今のところ見いだせないが、統合された年から銀蔵・引分方・抱夫方といった部局の特別会計に手が入られている以上、少なくともそうした特別会計の存在を、請役所当役など政権担当者は認識していたと考えられる。それらの部局が管理していた特別会計は、相続方のコントロール下に置かれ、財政運営に活用されるようになった。「大目安」における特別会計の最大の画期は、このような財政担当部局の改編に基づいていたと本稿では考えたい。

(二) 「国益」思想と特別会計

天明元年に限定せず、明和期頃からの藩政の流れのなかで、この問題を考えてみよう。この時期の佐賀藩政については、明和四年に作成された意見書「御仕組八ヶ条」²⁶⁾を抜きに語ることはできない。すでに多くの研究で指摘されているとおり、この意見書には、領国経済の発展を重視した「国益」思想に基づいた政策提案がちりばめられていた。治茂が八代藩主に就いた明和九年以降「御仕組八ヶ条」の内容が徐々に取り入れられるが、そのなかで天明元年以降の特別会計の取扱変化は、(支配組織としての)藩内各所に蓄積されている特会米銀を「大目安」会計内で利用することにより、領国経済に打撃を与えるような、領民から藩への一方向的な米銀徴収体系の強化を回避するため、と評価できる。もちろん、その後佐賀藩でも幾度か臨時税などが実施されているが、例えば支出が増加した斉直治世期には、特別会計を最大限活用して財政運営を可能としたように、天明元年以降の体制が、領民負担を極力抑えつつ支出増に対応し得た前提となった。

さらにこの取扱変化の契機として本稿で位置づけた財政担当部局の統合も、「国益」政策のなかで考えてみたい。「財政」という文言の意味を辞書で引けば、おおよそ様々な組織・集団(国から家庭まで)の収支を管理すること、となる。²⁷⁾藩研究のなかで「財政政策」といった場合も、収入増・支出減を実現し、毎年のやり繰りを安定化させる、ということに重点が置かれていたと筆者は理解している。しかし例えば「積極財政」などというように、単に組織の収支管理だけでなく、その組織の管理下に置かれている領域の経済をコントロールする目的も「財政政策」という文言には含まれている。区別のためこちらを(「財政」とすると、天明元年の財政担当部局の統合は、民政と財政をひとつの部局で扱うことで、(「財政」政策を担わ

せるためだった、と考えられないだろうか。

その後も「国益」思想に沿った政策が進められ、天明三年には「六府方」が設置された⁽³⁰⁾。六府方には御山方・里御山方・搦方・大河内御陶器方・御牧方が置かれ、植林や干拓のほか「御潤益之筋手当」を実施することとされた。また六府方は「側」に設置されており、本来的には藩主家の家政を担う私的／領主制的な性格が強い「側」も、当該期は「国益」政策に包摂されていたことがわかる⁽³²⁾。

六府方の経費は、「側」「外向」双方から支出し、干拓などの事業費として領内に投資された。また寛政期には、六府方内に貸付方・講方が新たに設置され、領民（領国経済）と藩（財政）との双方向的な資金循環体系がより強化された⁽³¹⁾。六府方の展開は、本稿で検討した天明元年以降の特会活用とあわせ、藩内資産を有効活用し、領国経済の維持・拡大をめざすものだった、と位置づけられよう。

おわりに

本稿における分析結果のうち、確実に事実であるといえることは、天明元年から「大目安」に多くの特別会計関連項目がみられるようになったこと（およびそれ以降の特別会計項目の推移）くらいで、この点と財政官僚機構再編との関連、および「国益」思想／政策との関連は、直接的に結びつける史料は今のところ見いだしていない。この点今後の課題として残るものの、本稿では、佐賀藩において領国経済と藩財政を一体のものとして捉え、双方が利益を享受できるような政策を構想する体制の開始点として、天明元年を位置づけた。

ただこのような筆者の見解について、いかにも「国益」に立脚した民思いの政治が構想され、その後善政が続いたかのようなイメージを筆者が抱いているように読めるかもしれない。しかし「国益」政策の内実とは、結局は領主・民間側それぞれの利益の理想的なバランスを、その時々々の政権担当者がどう設定するか、にかかっている。極論すれば、時の政権担当者が領主側の利益を最大限重視し、その実現が「国益」と判断すれば、それがそのときの「国益」政策だ、ということになる。本稿で検討した〈財政〉政策の確立とは、正確には「国益」実現のための財政運営を行いうる体制ができあがった、ということであり、その体制をどう使うかは、やはり時々々の政権担当者次第である。当該期には、こうした体制を作った以上相当地に民間側の利益に配慮した（それが結果として領主側の利益に還元）と筆者は考えているが、そうした傾向は最長でも藩主治茂の治世の間くらいで、実際にはもつと短かったかもしれない。次の藩主斉直の時代には、民間側にかなり負担を押しつける政策が行われたと思われ⁽³³⁾、その次の直正の時代には、領主／民間の利益という問題に加え、対外的危機意識の醸成により〈国防〉という課題を抱えた以上、天明前後の「国益」追求とはまた異なる思想下にあっただろう。

本稿は「大目安」の特会項目分析を手がかりとして、近世中期の佐賀藩政にまで言及したが、成果をより確かなものにするには、さらに細やかな検討が必要であろう。また斉直・直正の時代にも、政権担当者たちの「国益」をめぐる葛藤が存在したかもしれない。今後「国益」をキーワードに、近世中後期の佐賀藩政を検討していきたい。

【註】

- (1) 正式な史料名は「御物成并銀御遣方大目安」(鍋島報効会蔵、佐賀県立図書館寄託)。史料引用や財政関係の数字について、特に典拠を記していない場合はすべて「大目安」に拠る。
- (2) 伊藤昭弘「藩財政再考―萩藩を事例に」(『ヒストリア』二〇三号、二〇〇七年)、「藩財政は「窮乏」していたのか」(荒武賢一朗・渡辺尚志編『藩地域の行政機構―信濃国松代藩地域の研究Ⅲ』、二〇一一年)。
- (3) 続 藩財政再考―佐賀藩財政に関する一試論―(佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要)三三三号、二〇〇九年)。
- (4) 芝原拓目『明治維新の権力基盤』(御茶の水書房、一九六五年)、長野暹『幕藩制社会の財政構造』(大原新生社、一九八〇年)、藤野保『財政構造のメカニズムと危機の進行』(藤野保編『続佐賀藩の総合研究』、吉川弘文館、一九八七年)、高野信治『財政危機の進行』(『続佐賀藩の総合研究』)、木原薄幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(九州大学出版会、一九九七年)など。
- (5) 仮に一万円を現金で借入れれば、負債は＋一万円である。しかし一方で、保有資産も現金一万円の＋となる。すなわち残高が生じた原因が借入に拠るとしても、残高自体は現金・債権などの資産として佐賀藩にあったことになる。
- (6) あくまで「資産」であり、「純資産」ではない。
- (7) 本稿では、同じ文言でも◇を付した場合とそうでない場合がある。付した場合、筆者が集計作業上必要に応じて設定した分類項目である。そのため例えば〈懸視方〉と懸視方は、前者は分類項目、後者は単に役所の名称としての文言である。本文中混乱を招くかもしれないが、このように分別しているとご承知いただきたい。
- (8) 前稿では、定銀を藩札とし、銀と定銀の比率を一对一・三とした木原薄幸氏(前掲書)の説明に従っていた。しかし「大目安」以外の史料に拠ると、例えば佐賀藩家老倉町鍋島家の記録(『文化五年触状写』、『鍋島家文庫』三二六―三三六)に記されている、鍋島匡の講掛金出銀高控には、「百文銀」(銀一匁が錢百文の意)三貫九四一匁八分九厘〇、「定銀」四貫九二七匁三分五厘とされており、計算すると「定銀」一匁は錢八十文となる。すなわち銀一匁を錢八十目と定めた公定相場のことを「定銀」としたとみられ、藩札とは別である。また前述の「百文銀」の如くその時々銀銭相場が存在し、銀と定銀の交換比率もそれに基づいて算出
- べきであるが、「大目安」においては銀と定銀は等価で計算されており、本稿もそれに従った。そのため前稿と本稿では、特に定銀が頻出する天保元年以降について、算出した数字にズレが生じているが、これも前稿の結論には影響ない。
- (9) ただ前稿でも述べたように、利息が計上されていないほか、債権者との返済停止・猶予などの交渉結果がどのように反映されているのか不明なため、藩債総額の増減を「大目安」から読み取ることはできない。
- (10) 木原前掲書。
- (11) 史料中には「銀米蔵」と出てくる場合もあり、銀蔵・米蔵はほぼ一体化した部局である。そのため本文中の「銀蔵」には米蔵も含んでいる。
- (12) 長野前掲書、四四四頁。
- (13) 「泰国民院御年譜地取」天明八年、『佐賀県近世史料』第一編第八卷(佐賀県立図書館編集・発行、二〇〇〇年)、一六三―一六四頁。
- (14) 「泰国民院御年譜地取」天明元年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷(佐賀県立図書館編集・発行、一九九九年)、三三三頁。
- (15) 「高来郡抱夫方御遺料」が「抱夫料米」とわざわざ分けて記されているのは、「高来郡」の佐賀藩領には諫早があり、長崎警備などの際、佐賀・諫早間は海路、諫早より長崎までは陸路を用いるために費用がかさむため、同郡の抱夫方が別格扱いられていたと考えられる。
- (16) 文言に「其外」とある以上、厳密には引分方以外の内容も含むと考えるべきだが、繰出の「諸役滞」と対の項目と判断し、引分方として分類している。
- (17) 「前」とつく以上、「前納」「前渡」とも「先払い」との解釈もあり得るが、「大目安」には「前」という表現は「分け前」「二人前」といった、「前」の前の部分の語句に相当する数量、という意味で使われている、と判断した。
- (18) 当該期の「大坂上米方」が、「大目安」からの支給銀米では対応できないほどの多額の支出があったとすれば、文化一一年の空米切手事件の背景として位置づける可能性があり、今後の課題としたい。
- (19) 当該期の藩政改革については、木原前掲書に詳しい。
- (20) 「泰国民院御年譜地取」天明元年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、三四―三五頁。
- (21) 柴多一雄「農村政策の展開」(『続佐賀藩の総合研究』)。
- (22) 「泰国民院御年譜地取」天明元年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、五二頁。

- (23) 「治茂公御改正御書附」一（鳥栖市史編纂委員会『鳥栖市史資料編第三集 佐賀藩法令・佐賀藩地方文書』所収、鳥栖市役所、一九七一年）。
- (24) 「十二月惣仕廻之手数定」（『鳥栖市史資料編第三集』所収）。
- (25) 「泰国院様御年譜地取」天明元年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、四八〜四九頁。
- (26) 『鍋島家文庫』三二九―一四。
- (27) 藤田貞一郎『近世経済思想の研究』（吉川弘文館、一九六六年）、長野前掲書。
- (28) 一方で、この意見書があった故に、いわゆる「領内アウトルキー」的政策（中井信彦『転換期幕藩制の研究』、塙書房、一九七一年）を採った藩、特に大坂市場からの自立（大坂廻米の減少など）を果たした代表的な藩として、萩藩・加賀藩などとともに佐賀藩が位置づけられてきた。近年でも吉村豊雄氏は、財政再建のため「大坂直結財政」を志向した宝暦期の熊本藩藩政改革について、大坂市場からの離脱・自立傾向を強めた佐賀・萩藩とは「逆向き」の改革だったと評価されている（吉村豊雄『藩政改革像の再構築』、『歴史評論』七二七号、二〇一〇年）。しかしながら、佐賀藩において当該期に大坂廻米の減少など「自立」を果たした事実は無い（藤野前掲論文）。なお萩藩についても、当該期にはむしろ大坂との関係が強化されたことを筆者は既に指摘している（伊藤昭弘「一八世紀の藩財政と大坂金融資本」、『日本史研究』五〇六号、二〇〇四年）。領国と富ませる、という意味での「領内アウトルキー」的政策は佐賀・萩藩とも多く実施されたが、大坂との関係断絶という点については、そうした主張は確かに存在したものの、実際には行われていない。熊本・佐賀・萩藩は、大坂資本との強固な結びつきを前提としつつ、領国経済の維持繁栄を模索したという点において共通しており、それがむしろ近世中期藩政改革の基調だったと考えられる。
- (29) 『広辞苑』第五版（岩波書店、一九九九年）「財政」の項には、「①国その他の公的な団体（特に地方団体）がその財・役務を取得し、かつこれを管理するためになす一切の作用。収入の取得のための権力作用と、取得した財・役務の管理・経営のための管理作用とに分かれる。②団体・企業・家庭などの経済状態。金まわり。」とある。
- (30) 「泰国院様御年譜地取」天明三年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、二一九頁。六府方については、池田史郎「佐賀藩六府方」（『第一経大論集』二二一号、一九七三年、池田史郎著作集刊行会編『佐賀藩研究論攷 池田史郎著作集』、出門堂、二〇〇八年に収録）、長野前掲書など。
- (31) 当初は御山方・里御山方・搦方のみで構想されていたが、その後大河内御陶器方・御牧方が加えられたようである。「泰国院様御年譜地取」天明三年、『佐賀県近世史料』第一編第七卷、二二三頁。
- (32) 藤田貞一郎氏による「御救」と「国益」の対比を筆者は踏襲しており（藤田前掲書五〜七頁）、前者を領主的原理に、後者を地域的論理に基づくものと筆者なりに理解している。「側」はがんらい領主制を前提として成立していることから、本来的には地域の原理にはそぐわない組織、との認識のもと、本文のような立論を行った。
- (33) 例えば天明五年「大目安」には、大河内御陶器方費用三〇貫余が計上されている。
- (34) 講方について、久米邦武は千人講・万人講など富くじを管轄した部局とし（久米邦武『鍋島直正公伝』、侯爵鍋島家編纂所、一九二〇、二二年。本稿では、一九七三年に財団法人西日本文化協会が刊行した復刻版を使用した）、その後の研究も踏襲している（池田前掲論文など）。しかし千人講・万人講は、寺社修築費用調達のために興行されるもので、寺社方が管轄していた（『泰国院様御年譜地取』寛政元年、『佐賀県近世史料』第一編第八卷、二四八頁）。一方「大目安」には、寛政一二年から三年間、「諸御加入講御出銀其外渡」という支出項目が計上されている（七九〜九九貫余）。ほか註8倉町鍋島家の記録には
- 一百文銀三貫四百目
右者山城殿・豊前殿・匡殿舩百文銀式百貫目講、寅十一月拾番会半口分六府方
取納前之内、右之分匡殿屋敷出銀前
寅十二月分卯九月迄一部三朱
利銀四百四拾貳匁
元利銀三貫八百四拾貳匁
卯十月より十一月迄
利同九拾九匁八分九厘
元利百文銀三貫九百四拾壹匁八分九厘
代定銀四貫九百貳拾七匁三分五厘
右銀預り差出候様役筋分被申達候ニ付其通相整候、右八年賦ニ相成候由沙汰有之事
- 匡殿

とあり、鍋島匡ほかが発起の講に六府方が加入していることがわかる。そして六府方の取り分のうち鍋島匡支払い分の請求書が右の史料であり、ここでは「銀預り」（借用書）を鍋島匡が発行し、年賦返済することになっている。このように、「講方」の「講」は富くじではなく、加入者間の資金融通組織である、いわゆる「頼母子講」を意味し、藩内外の講に藩―六府方が出資していたとみられる。また貸付方については、池田氏が寛政七年に設置された「御貸方役所」（家臣救済が目的）に比定されている（池田前掲論文）。ただ寛政三年「大目安」の収入項目に「御用達共江御貸附二相成候利銀納」百六貫余が計上されており、寛政七年以前から佐賀藩は、既に領内で大規模な金融活動を展開していた可能性がある。

（35）高野前掲論文。

（佐賀大学地域学歴史文化研究センター准教授）